

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年10月30日 06時15分ごろ
発生場所	北海道苫小牧市苫小牧港西方沖 苫小牧灯台から真方位235° 3.3海里付近 (概位 北緯42°35.4′ 東経141°30.5′)
インシデントの概要	遊漁船フェニックスは、航行中、推進器が定置網のロープに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年12月16日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 フェニックス、5トン未満（長さ10.32m）
船舶番号、船舶所有者等	200-30953北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、かれい釣りのため苫小牧港西方沖の釣り場に向かった。</p> <p>本船は、釣り場に到着し、船長が釣り場付近にある定置網（以下「本件定置網」という。）の位置をGPSプロッターに登録しようとして本件定置網に近づいたところ、本件定置網の区画に進入した。</p> <p>本船は、推進器に本件定置網の袋網引揚げ用ロープが絡んで運航不能となり、本件定置網管理者の許可を得て、船長がロープを切断し、来援した僚船にえい航されて苫小牧港のマリーナへ帰港した。</p>
分析	<p>本船は、船長がGPSプロッターに位置を登録しようとして本件定置網に近づいた際、本件定置網の区画に進入したことから、推進器が海面下にあった本件定置網の袋網引揚げ用ロープに絡み、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が本件定置網の区画を把握していなかったことから、本件定置網の区画に進入した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、船長がGPSプロッターに位置を登録しようとして本件定置網に近づいた際、本件定置網の区画に進入したため、推進器が海面下にあった本件定置網の袋網引揚げ用ロープに絡んだことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行する海域に設置された定置網の区画を把握しておくとともに、不用意に定置網に近づかないこと。</li></ul> |
|--|--|